

担当者	廃棄物減量推進課		担当：	古田
連絡先	077-528-2802		内線	3640
総合計画 位置付け	基本方針	基本政策	施策	取組の 方向性
	3	12	30	1

令和8年7月23日

指定ごみ袋の臨時措置の延長について

指定ごみ袋が品薄になっていることを受け、令和8年6月15日（月）から開始した臨時措置について、令和8年7月31日（金）を措置終了日としておりましたが、依然として一部店舗における在庫状況が不安定であるため、臨時措置の期間を下記のとおり延長します。

1 延長期間

令和8年9月30日（水）まで

2 措置内容（変更なし）

- ・家庭ごみ定期収集のうち紙ごみを除くすべてのごみ
（紙ごみは紐くくりをお願いしており、平時も指定ごみ袋を使用しておりません）
- ・戸別有料収集、自己搬入も同様に取り扱います。

容量20L～45Lの透明又は無色半透明のごみ袋（内容が確認できる袋）

収集する袋 ※内容が確認できる袋	収集できない袋
20L～45Lの透明、無色半透明 （中の文字がはっきり見えるもの） 透明  無色半透明 	・容量が20L未満又は45Lを超過した袋 ・色付き（黒、青、白、グレー、黄、ピンク等） ・破れている袋 ・紙袋、土のう袋、布袋、レジ袋 ・他自治体の指定ごみ袋 